

# 高齢者等が生活用品等を容易に確保できる仕組みづくりについて

## 1. これまでの取り組み

☆経営不振などにより、商店の数が減少している地域で、生活に必要な日用品や食料品を確保するための仕組みづくり（店舗整備、移動販売車両の購入、宅配による買物代行と地域の見守りを組み合わせた取り組み等）に係る市町村の取り組みを支援。

・H20～H27年度補助実績 23市町村 41件

（生活店舗整備：3市町村3件、移動販売支援：10市町村22件、宅配・買物代行支援：10市町村16件）

### 【例】 移動販売への支援



（嶺北地域での移動販売車両）

### 【例】 宅配事業者による買物支援



## 2. 課題

★地域の商店数や移動販売ルートなど、現状把握の不足

★市町村による取り組みの濃淡

（県内34市町村中、本事業を活用した取り組みを行っているのは、18市町村）

## 3. 平成28年度の取り組みの方向性

☆市町村の取り組みに対する支援の継続

☆詳細な実態把握に基づくより効果的な仕組みづくり

## 4. 平成28年度の取り組み

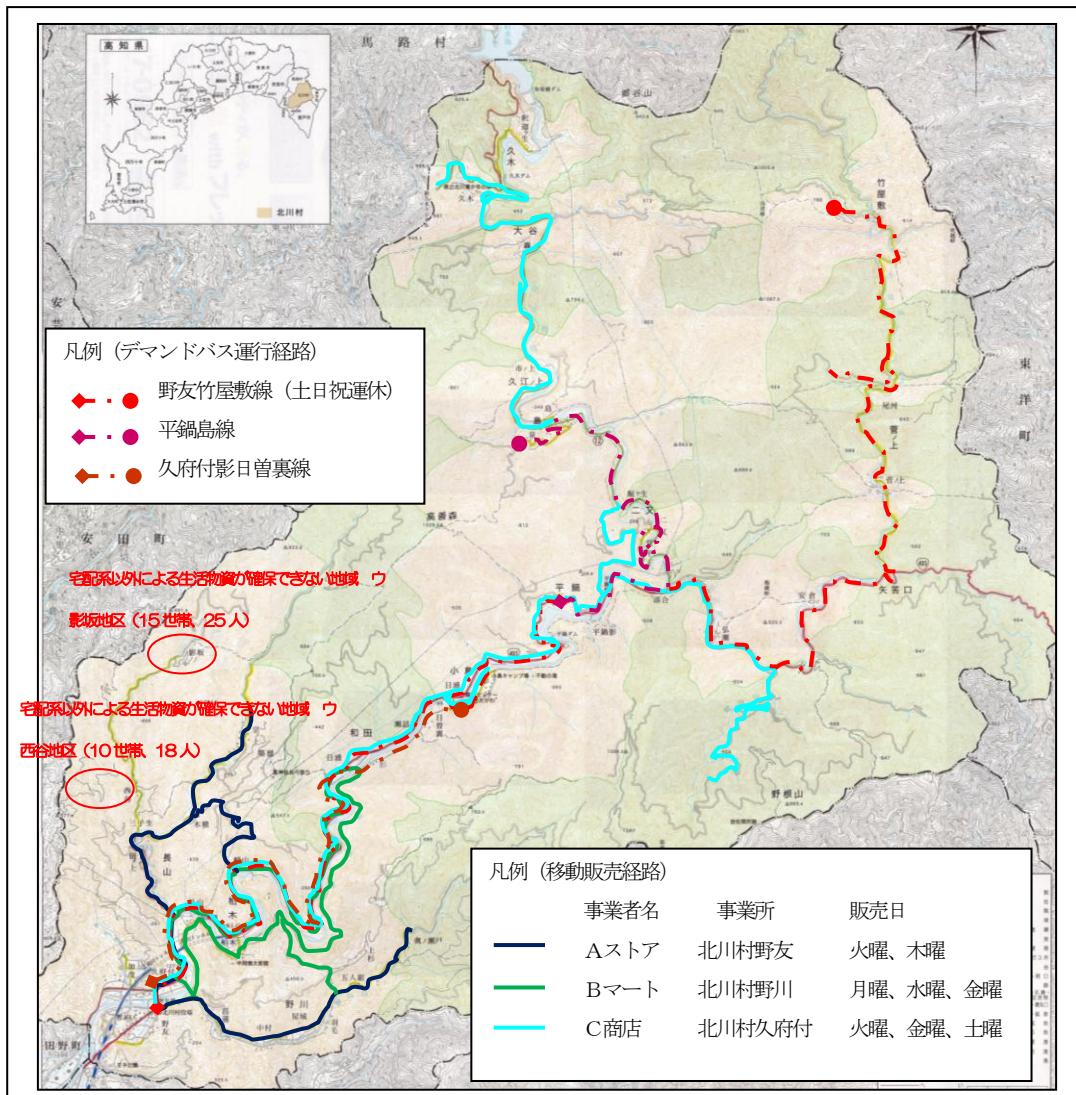
☆地域の実態に即した生活用品確保の取り組みへの支援

（H28年度実施予定 2市村 4件）

☆市町村実態調査の実施

- ・生活用品確保に関する実態と、移動手段確保対策との関連を合わせて把握し、取り組みを促すとともに、より効率的な仕組み（貨客混載など）の導入を検討。

【現状調査のイメージ図：北川村の場合】



5. その他

☆国の規制緩和等の活用を検討。

◇過疎地域等における少量貨物の有償運送の許可 (H28.3.31 国土交通省自動車局内部通達)

従来

自家用有償旅客運送 (市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送等) では、乗客の手荷物以外の荷物を有償で運送することは不可。

見直し後

所定の条件を満たしたうえで、当該地域を管轄する運輸支局長の許可を受けることで運行が可能になる。

※既存の移動手段との連携や地域の実情に応じたサービスの展開など、各市町村に検討を促す。